

日程第2 議案第43号

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

熊谷市入学準備金貸付条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「規則の」を「規則で」に、「により、」を「により」に改め、同項の表中「専門課程」の次に「又は専攻科」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける入学準備金の区分について適用し、同日前に貸し付ける入学準備金の区分については、なお従前の例による。

令和7年 月 日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

「学校教育法」の一部改正に伴い、入学準備金の貸付金の区分に専修学校の専攻科を追加したいので、この案を提出するものであります。

日程第2 議案第43号の参考資料

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市入学準備金貸付条例（平成17年条例第99号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
<p>（貸付金の額等）</p> <p>第5条 貸付金の区分、貸付限度額及び返還期間は、次の表のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して<u>6か月</u>据え置き、<u>規則で定める方法</u>により返還するものとする。ただし、貸付金の返還未済額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>返還期間 (据置期間を含む。)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>大学 専修学校（専門課程又は専攻科）</td><td>500,000円</td><td>48月</td></tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)	（略）	（略）	（略）	大学 専修学校（専門課程又は専攻科）	500,000円	48月	<p>（貸付金の額等）</p> <p>第5条 貸付金の区分、貸付限度額及び返還期間は、次の表のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して<u>6箇月</u>据え置き、<u>規則の定める方法</u>により、返還するものとする。ただし、貸付金の返還未済額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>返還期間 (据置期間を含む。)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>大学 専修学校（専門課程）</td><td>500,000円</td><td>48月</td></tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)	（略）	（略）	（略）	大学 専修学校（専門課程）	500,000円	48月
区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)																	
（略）	（略）	（略）																	
大学 専修学校（専門課程又は専攻科）	500,000円	48月																	
区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)																	
（略）	（略）	（略）																	
大学 専修学校（専門課程）	500,000円	48月																	

日程第2 議案第44号

熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市育英資金貸付に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「専修学校専門課程」の次に「又は専攻科」を加え、「生徒」を「学生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第5号中の規定は、この条例の施行の日以後に貸与する育英資金について適用し、同日前に貸与する育英資金については、なお従前の例による。

令和7年 月 日 提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

「学校教育法」の一部改正に伴い、育英資金の貸与の区分に専修学校の専攻科を追加したいので、この案を提出するものであります。

日程第2 議案第44号の参考資料

熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例案新旧
対照表

熊谷市育英資金貸付に関する条例(平成17年条例第100号)
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(貸与の金額)</p> <p>第4条 資金は、次の金額の範囲内で市長が定める。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 専修学校専門課程又は専攻科の学生1人月額 30,000円以内</p>	<p>(貸与の金額)</p> <p>第4条 資金は、次の金額の範囲内で市長が定める。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 専修学校専門課程の生徒1人月額 30,000円以内</p>

日程第2 議案第45号

新熊谷学校給食センター整備事業の事業契約の締結について

1 名 称 新熊谷学校給食センター整備事業

2 場 所 熊谷市原島地内ほか

3 概 要 (1) 設計
(2) 建設
(3) 維持管理
(4) 運営

4 契 約 金 額 1 8 , 1 9 0 , 4 3 1 , 2 8 2 円

5 契約の相手方 熊谷市石原 1194 番地
株式会社熊谷学校給食サービス
代表取締役 嶋 田 達哉

6 契 約 期 間 契約締結の日から令和25年7月31日まで

業者名及び審査結果

事業名	新熊谷学校給食センター整備事業			
事業場所	熊谷市原島字窪ヶ谷戸173番、174番、代字八幡1378番1 他 配送対象の小・中学校			
審査年月日	令和7年8月27日			
提案価格の上限額	19,005,317,000円			
番号	業者名	審査内容		
		金額	総合評価※	順位
1	東洋食品グループ	円 18,190,431,282	性能評価点：562 価格評価点：42 総合評価点：604	点 1 最優秀提案者
2	シダックス大新東ヒューマン サービスグループ	17,393,010,255	性能評価点：474 価格評価点：85 総合評価点：559	2
3	ジーエスエフグループ	18,924,182,386	性能評価点：536 価格評価点：4 総合評価点：540	3

※ 性能評価点と価格評価点の和を総合評価点とし、一番高い得点を得た者を最優秀提案者とする。

契約の相手方	契約総額	うち消費税等の額
株式会社熊谷学校給食サービス (東洋食品グループの構成企業 が出資して設立した特別目的会 社)	18,190,431,282 円	1,606,315,831 円

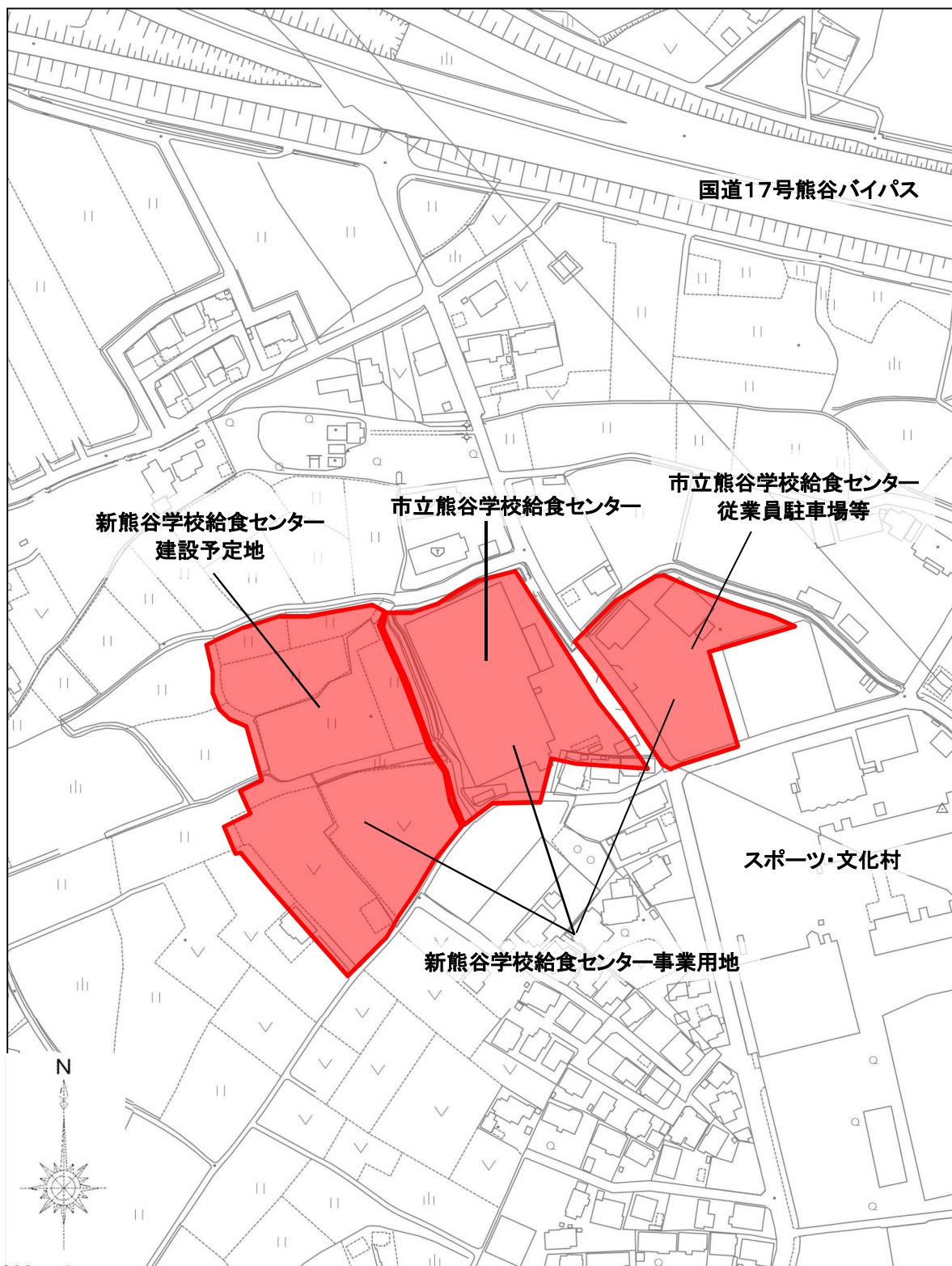
- 1 事業名 新熊谷学校給食センター整備事業
- 2 事業場所 熊谷市原島字窪ヶ谷戸 173 番、174 番、代字八幡 1378 番 1 他
配送対象の小・中学校
- 3 事業概要
- (1) 設計
 - (2) 建設
 - (3) 維持管理
 - (4) 運営

- 4 契約の相手方の概要
- (1) 株式会社熊谷学校給食サービスは、東洋食品グループの構成企業が出資して設立した特別目的会社である。
 - (2) 契約の相手方への出資状況

出資者	出資比率
株式会社東洋食品	3 9 %
東亜建設工業株式会社	2 1 %
株式会社オーエンス	1 0 %
NECキャピタルソリューション株式会社	1 0 %
大和建設株式会社	9 %
タニコー株式会社	8 %
株式会社アイホー	2 %
株式会社楠山設計	1 %

- 5 施設概要
- (1) 屋内施設
学校給食センター
 - (2) 屋外施設
駐車場、駐輪場、緑地

新熊谷学校給食センター整備事業用地 位置図



新熊谷学校給食センター完成予想図

No. 5



外観イメージ（南東側）



外観イメージ（東側鳥瞰図）